

5 相続税

統計表を見る方のために

1 この章は、平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成17年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目							調査方法	
		被相続人数	相続人数	取得財産価額	課税価格	相続税額	税額控除	納付税額		法定相続人
5-1 課税状況										
(1) 課税状況	申告及び処理の合計									全 数 調 査
(2) 課税状況の累年比較	"									
(3) 税務署別課税状況	"									
(4) 申告及び処理の状況	申告及び処理の区分									
(5) 加算税の状況	処									
5-2 相続財産価格階級別										
(1) 人員、課税価格及び税額	申告(修正申告を除く)								調 査	
(2) 法定相続人員別被相続人の数	"									
(3) 相続税課税状況の累年比較図	申告及び処理の累年比較									
5-3 相続財産種類別										
(1) 被相続人の数及び取得財産価額	申告(修正申告を除く)								調 査	
(2) 相続税の種類別取得財産価額(構成図)	"									

3 用語の説明(平成16年分)

- (1) 相続時精算課税適用財産価額..... 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額..... 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額..... 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者等一定の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納税猶予..... 相続人が農地等を相続し、継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。
- (5) 税額控除
- イ 暦年課税分贈与税額控除..... 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減..... 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は、1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除..... 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除..... 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者かつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除..... 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (6) 相続時精算課税分贈与税額控除..... 相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の税額に相当する金額が相続税額から控除される。
- (7) 遺産に係る基礎控除..... 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	
取 得 財 産 価 額	2,856	211,630,530	
相続時精算課税適用財産価額	34	938,544	
債 務 控 除 額	1,328	17,261,363	
暦年課税分贈与財産価額	355	1,117,949	
課 税 価 格	2,868	196,425,661	
相 続 税 額	算出税額	2,804	25,138,411
	2割加算額	157	124,336
	計	2,807	25,262,747
税 額 控 除 等	暦年課税分贈与税	123	30,725
	配 偶 者	580	7,241,055
	未 成 年 者	37	8,655
	障 害 者	50	59,860
	相 次 相 続	104	256,748
	外 国 税 額	-	-
	計	842	7,597,042
差 引 税 額	2,413	17,665,704	
相続時精算課税分贈与税額控除額	9	47,296	
小 計	2,412	17,618,408	
納 税 猶 予 額	107	1,856,277	
納 付 税 額	2,385	15,762,131	
災害減免法による免除税額	-	-	
遺産に係る基礎控除額	989	82,630,000	

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	相 続 人 の 数	課 税 価 格	相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額
	人	千円	千円	千円	千円
平成7年分	3,341	273,167,911	51,252,637	15,874,201	29,628,025
" 8 "	2,972	261,757,305	50,433,674	15,267,488	28,976,817
" 9 "	3,260	283,303,432	54,388,370	18,002,534	31,474,805
" 10 "	3,469	262,570,893	43,916,971	13,454,752	25,389,076
" 11 "	3,374	265,652,977	47,189,003	13,814,751	29,391,360
" 12 "	3,209	262,752,552	48,183,357	15,394,838	28,553,126
" 13 "	3,092	247,684,330	43,305,614	14,801,879	25,036,258
" 14 "	2,967	223,055,209	36,154,925	12,332,103	20,525,577
" 15 "	3,026	228,127,380	34,013,015	10,467,004	20,286,922
" 16 "	2,868	196,425,661	25,262,747	7,597,042	15,762,131

(3) 税務署別課税状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被 相 続 人 の 数	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額		
総 計	2,868	196,425,661	2,385	15,762,131	989	
富 山 県	891	56,510,557	725	3,746,734	313	
石 川 県	1,122	76,805,018	955	6,903,316	364	
福 井 県	855	63,110,086	705	5,112,081	312	
富 山 県	富 山	360	22,423,298	295	1,502,234	119
	高 岡	298	19,267,803	244	1,459,194	102
	魚 津	130	8,423,663	103	537,523	50
	砺 波	103	6,395,793	83	247,783	42
石 川 県	金 沢	668	50,723,084	578	5,034,628	217
	七 尾	30	1,500,072	24	118,015	10
	小 松	261	12,697,787	218	680,689	80
	輪 島	30	2,400,447	26	187,004	12
	松 任	133	9,483,628	109	882,979	45
福 井 県	福 井	446	34,050,285	372	3,106,129	157
	敦 賀	51	3,806,413	44	359,455	18
	武 生	173	14,738,114	137	1,228,404	67
	小 浜	35	2,116,652	27	75,766	15
	大 野	53	3,308,269	45	90,132	22
	三 国	97	5,090,353	80	252,194	33

(4) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被 相 続 人 の 数		
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額			
本 年 分	申 告 額	2,867	196,290,798	2,380	15,744,083	989	
	修正申告による増差額	30	239,686	65	47,897	31	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	13	104,823	19	29,849	11	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
実	2,868	196,425,661	実	2,385	15,762,131	実	989
過 年 分	申 告 額	69	3,577,099	56	180,874	31	
	修正申告による増差額	601	7,930,592	880	1,318,275	320	
	更正による増差額	6	62,333	7	42,458	4	
	更正等による減差額	81	852,226	103	169,352	58	
	決 定 額	4	813,721	4	244,874	1	
実	72	11,531,519	実	108	1,617,129	実	31
合 計	申 告 額	2,936	199,867,897	2,436	15,924,957	1,020	
	修正申告による増差額	631	8,170,278	945	1,366,172	351	
	更正による増差額	6	62,333	7	42,458	4	
	更正等による減差額	94	957,049	122	199,201	69	
	決 定 額	4	813,721	4	244,874	1	
実	2,940	207,957,180	実	2,493	17,379,260	実	1,020

調査対象等：「本年分」は、平成16年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
本 年 分	15	917	7	5,413	1	266
過 年 分	614	140,979	69	26,676	71	83,560
合 計	629	141,895	76	32,088	72	83,826

調査対象等：「5-1(4) 申告及び処理の状況」参照

5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち		納付税額
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額	
合計	989	196,290,798	938,544	1,119,037	15,744,083
1億円以下	175	15,232,799	56,652	126,443	167,041
1億円超	517	72,412,247	343,170	382,173	2,437,952
2億円 "	162	38,836,957	197,373	260,123	2,734,821
3億円 "	83	30,971,259	135,215	177,257	3,484,292
5億円 "	28	16,128,077	18,638	73,900	2,494,232
7億円 "	18	15,484,450	187,496	78,147	2,803,051
10億円 "	6	7,225,009	-	20,994	1,622,693
20億円 "	-	-	-	-	-

調査対象等：平成16年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

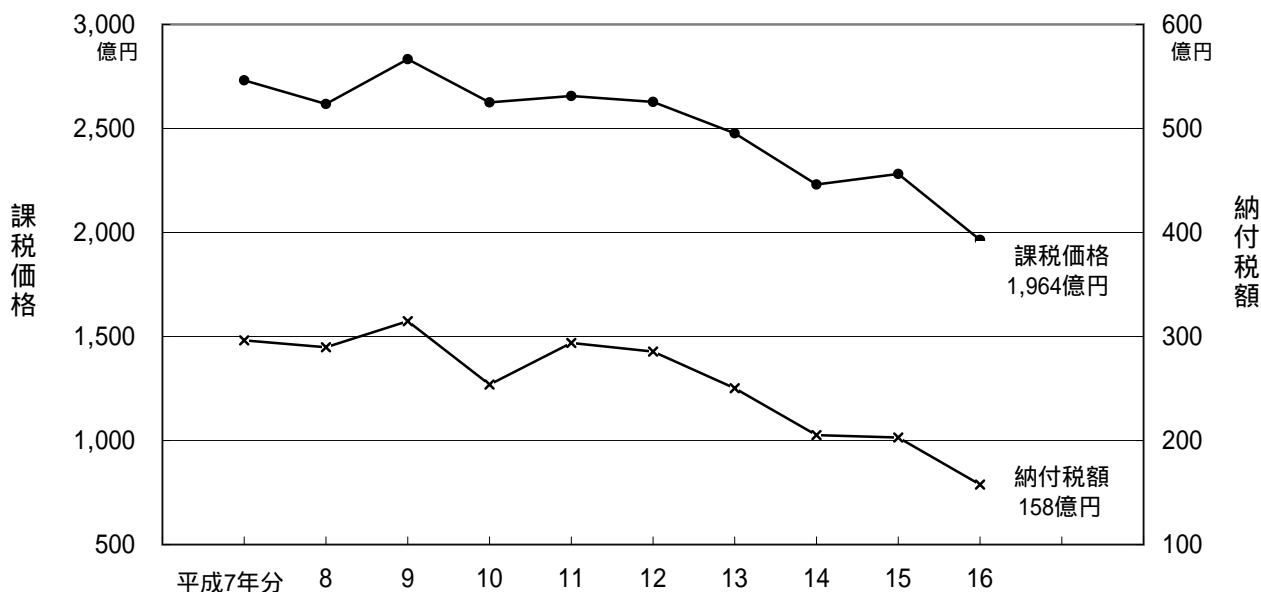
(2) 法定相続人員別被相続人の数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人の数													法定相続人数
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの	計	
合計	9	50	187	322	269	101	33	10	4	2	1	1	989	3,318
1億円以下	1	21	63	62	28	-	-	-	-	-	-	-	175	445
1億円超	6	18	92	163	152	60	19	5	1	-	1	-	517	1,766
2億円 "	-	5	18	61	43	21	5	5	2	1	-	1	162	610
3億円 "	1	3	11	21	26	13	6	-	1	1	-	-	83	310
5億円 "	1	2	-	10	11	3	1	-	-	-	-	-	28	97
7億円 "	-	1	2	4	8	2	1	-	-	-	-	-	18	65
10億円 "	-	-	1	1	1	2	1	-	-	-	-	-	6	25
20億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「5-2 (1) 人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

(3) 相続税課税状況の累年比較図

(関連表 5 - 1 (2))



5 - 3 相続財産種類別

(1) 被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類	被相続人の数	取得財産価額	財産等の種類	被相続人の数	取得財産価額			
	人	千円		人	千円			
土地	田(耕作権及び永小作権を含む)	542	35,767,585	現金、預貯金等	986	37,558,034		
	畑(耕作権及び永小作権を含む)	358	4,855,806	家庭用財産	748	459,231		
	宅地(借地権を含む)	945	70,750,198	その他 の 財 産	生命保険金等	227	7,011,163	
	山林	203	468,003		退職金及び功労金等	75	3,297,372	
	その他の土地	228	5,416,526		立木	71	75,434	
小計	実	957	117,258,118	その他	871	10,316,323		
家屋、構築物	905	10,778,905	小計	実	893	20,700,292		
事業(農業)用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	198	426,140	合計	実	989	211,491,819	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	59	359,896		相続時精算課税適用財産価額	28	938,544	
	売掛金	63	228,197		債 務	借	859	14,861,049
	その他の財産	88	469,984			葬式費用	980	2,409,764
小計	実	258	1,484,217	小計	実	989	17,270,814	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	238	7,953,393	差引純資産価額	実	989	195,173,028	
	同上以外の株式及び出資	654	8,670,240	暦年課税分贈与財産価額		207	1,119,037	
	公債及び社債	188	3,759,101		課 税 価 格	実	989	196,290,798
	投資・貸付信託受益証券	213	2,870,288					
小計	実	775	23,253,022					

調査対象等：「5-2(1) 人員、課税価格及び税額」参照

(2) 相続税の種類別取得財産価額(構成図)

